

「第297回判例・事例研究会」

「所有権留保と集合動産譲渡担保の競合」

日 時	令和元年5月15日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

【判例】

事件の表示	最判平成30年12月7日
事案の概要	<p>スクラップ売買（所有権留保特約有） Y社 → A社（スクラップ）</p> <p>貸付 ↑ X社</p> <p>集合譲渡担保 ↗</p> <p>平成22年3月、A社はY社からスクラップを継続的に買い受ける契約を締結した。</p> <p>A社は、買受けたスクラップを工場に搬入後、すぐに他社に転売を行っていたが、Y社は当該転売を包括的に認めていた。他方で、A社のY社に対する買受代金は毎月20日締め、翌月10日払いとされていたところ、両社間において、スクラップの所有権は、A社の代金支払いまではY社に留保される旨の所有権留保の合意が存在していた。</p> <p>平成25年3月、A社は金融機関Xから極度額1億円として貸付を受け、その際、A社の工場内のスクラップ在庫を目的物とする集合動産譲渡担保を設定し、動産譲渡登記も経由された。</p> <p>その後、A社がY社を含む債権者らに対し、事業を廃止する旨の通知をしたところ、この時点でY社は前月21日以降に売却したスクラップの代金の支払いを受けていなかったため、動産引渡断行の仮処分によってスクラップを引き揚げ、売却を行った。</p>

	<p>これに対し、Xは、当該引き揚げ及び売却がX社の譲渡担保権を侵害する行為であり、不法行為に当たるとして、Y社に対し損害賠償請求を行った。</p>
<p>論点</p>	<p>集合動産譲渡担保の目的物として指定された範囲内に、所有権留保特約付の売買契約に基づく購入物が搬入された場合、その物に譲渡担保の効力が及ぶか。</p>
<p>判旨</p>	<p>本件売買契約は、金属スクラップ等を反復継続して売却するものであり、本件条項はその売買代金の支払を確保するために、目的物の所有権がその完済をもってY社からA社に移転し、その完済まではY社に留保される旨を定めたものである。</p> <p>本件売買契約では、毎月21日から翌月20日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済までY社に留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するためにY社に留保されるものではない。上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。</p> <p>また、Y社は、A社に対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、Y社がA社に本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ等の所有権がA社に移転したとみることはできない。</p> <p>以上によれば、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでY社からA社に移転しないものと解するのが相当である。したがって、本件動産につき、上告人は、Y社に対して本件譲渡担保権を主張することができない。</p>